

監査報告

2023年5月22日

日本自殺総合対策学会

理事長 椿 広計 殿

日本自殺総合対策学会

監事 森野 嘉郎



監事は、日本自殺総合対策学会定款第25条の規定に基づき、2022年4月1日から2023年3月31日の事業年度の本会の業務並びに財産及び会計の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事長が作成した事業報告並びに収支決算書及び貯金通帳に基づき、当該事業年度に係る本会の業務並びに財産及び会計の状況について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 本会の業務の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 本会の財産及び会計の状況の監査結果

収支決算書の次年度繰越金欄の金額が本会の財産の状況を、収支決算書の収入及び支出の記載が本会の損益の状況を、それぞれ適正に示しており、貯金通帳の記載と収支決算書の記載が合致していることを確認しました。

3 定款第25条3号に基づく意見

定款40条1項は、事業報告以外に、事業報告の附属明細書等5つの書類を毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成することを定めていますが、監事は、昨年度の監査の際、定款を変更のうえ事務処理の簡素化を図るのが相当であるとの意見を述べ、それを受けて、現在、定款変更が準備中とのことですので、当年度についても、事業報告に加えて収支決算書と貯金通帳により監査を行いました。

昨年度は、学会費の徴収に関する特例措置が決定されましたが、当該特例措置は当学会の活動内容に照らして相当だと考えます。また、学会ホームページが公開されましたが、ホームページの開設費用及び管理にかかる費用と手間は当学会の活動内容や規模に相応しいものだと考えます。また、第2回大会が無事開催されましたが、学会員の総数を超える数の一般参加があり、当学会の目的に沿った活動がなされているものと考えます。

以上